

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 39 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納得できない。

私が 20 歳になった昭和 36 年 5 月から母親が納付してくれていた。母親自身の国民年金保険料は、同年 4 月から厚生年金保険被保険者資格を取得する前月の 46 年 3 月まで納付済みとされているので、息子である私の国民年金保険料を納付しないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前に同記号番号の払出しを受けた者の状況から、昭和 39 年 9 月以降に払い出されたと考えられ、当該払出しの時点では、申立期間のうち 36 年 5 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、当該時期より前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けている申立人の弟の納付記録も、20 歳到達月の昭和 38 年 2 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされている。

加えて、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付手続に関与していない上、加入手続及び納付手続を行ったとされる申立人の母親は高齢であり、申立期間当時の詳細な状況について聴取することができないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 47 年 6 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和 45 年 6 月から 47 年 6 月までの納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

国民年金の加入手続は、昭和 45 年 6 月に結婚して間もなく、結婚前から加入していた夫が行ってくれた。また、国民年金保険料の納付については、地域の婦人会が定期的集金に来ており、その都度夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時は商売をしており金銭的にも困っていないし、夫に納付記録があるのに私の記録に未納期間があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金受付処理簿によると、昭和 48 年 12 月に払い出されていることが確認でき、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫が地域の婦人会へ定期的に納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している特殊台帳及び市役所が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料が 49 年 8 月 28 日に過年度納付されていることが確認できることから、当該納付がされた時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる上、申立人が特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 245

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和49年1月から同年3月までの納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

保険料は、地元の納税貯蓄組合の方が定期的に集金に来ており、その都度国民年金保険料（現金）を預けるとともに、国民年金手帳や納付書も預けていた。

昭和35年10月に国民年金の被保険者資格を取得した後の国民年金手帳や領収書は、申立期間に係るものを含めてほとんど手元に残っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市が発行した「昭和48年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書」と、同納付書による申立期間に係る国民年金保険料の納付が同市で確認できなかったことから社会保険事務所が発行したと考えられる（過年度納付）国庫金の「納付書・領収証書（3枚つづり）」を保管しているものの、いずれの納付書にも申立期間の国民年金保険料に係る領収印が無く、当該納付書を所持していることをもって、申立期間の保険料が納付されていたものと推認することはできない。

また、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年から38年まで
② 昭和38年から40年まで
③ 昭和47年1月7日から48年秋まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険庁に照会したところ、申立期間①及び③は全期間について、申立期間②は一部の期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①については、A社に入社する前にB社（現在は、C社）D支店で2年6か月間、申立期間②については、E社に入社する前にF社D店での3年間、また、申立期間③については、G社D営業所で3年間、それぞれ、正社員として継続して勤務していたので、社会保険庁の記録に納得できない。

すべての申立期間について、私が、上記の各会社において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、B社D支店において申立期間①当時同僚であったと主張している者のうち、供述の得られた3人が、それぞれ、「申立人は、昭和33年ころから、B社D支店で、私と同じ投資信託の販売を行っていたが、辞めた時期はわからない。」、「申立人は、35年から36年ころ、私と同じ契約社員として、B社D支店で投資信託の販売をしていた。」、「申立人は、36年ころ、私と同様、B社D支店で投資信託の販売をしていた。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立期間①の一部期間について、申立人が同社D支店において投資信託の販売員として勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社D支店の健康保険厚生年金保険被

保険者名簿及び同原票を確認したところ、社会保険事務所の記録により、同社D支店が適用事業所に該当することとなった昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している 53 人の中に、申立人及び申立期間①当時、同社D支店で申立人と一緒に勤務し、同じ業務に従事していたと供述している同僚 3 人の氏名は無く、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、社会保険事務所において、申立人及び当該同僚 3 人の記録が失われたものとは考え難い上、申立期間①当時、同社D支店において総務業務を担当していた同僚は、「申立人は、正社員ではなく、契約社員である外務員として投資信託の販売をしていた。」と供述しており、株式売買業務を担当していた同僚は、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、投資信託販売の外務員についてはわからない。」と供述していることを併せて判断すると、申立期間①当時、同社D支店では、投資信託の販売を業務とする外務員については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、C社は、「当社には、B社D支店における雇用形態、厚生年金保険加入状況等に関する資料は無く、申立人のことについても不明である。」と供述しており、申立人の申立期間①当時における厚生年金保険適用状況に関する供述及び資料を得ることができない上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票により、申立人は、申立期間①のうち昭和 35 年 11 月 3 日から 36 年 2 月 2 日までの期間はA社D工場において、また、申立期間①のうち 38 年 3 月 26 日から同年 12 月 31 日までの期間はF社D店において、それぞれ厚生年金保険に加入していた記録を確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、継続してF社D店に勤務していたと主張しているところ、同社D店の申立期間②当時の同僚の中で供述の得られた 4 人全員が申立人を記憶しており、このうち 2 人は、「はっきりとは覚えていないが、申立人は、申立期間②を通してF社D店に勤務していたと思う。」と供述しているが、申立人が同社D店に勤務していた期間を特定することはできない。

しかし、社会保険事務所が保管するF社D店の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間②のうち、昭和 38 年 3 月 26 日から 39 年 2 月 29 日までの期間及び 40 年 7 月 10 日から同年 9 月 25 日までの期間、同社D店において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるが、38 年 1 月 1 日から同年 3 月 25 日までの期間、39 年 3 月 1 日から 40 年 7 月 9 日までの期間、及び 40 年 9 月 26 日から同年 12 月 31 日までの期間について

ては、同原票において当該期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 24 人の中に申立人の氏名は確認できない上、社会保険事務所が保管する E 社 D 支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は申立期間②の一部(昭和 40 年 1 月 1 日から同年 6 月 25 日までの期間)について、同社 D 支店において厚生年金保険に加入していた記録が確認できる。

また、社会保険事務所が保管する F 社 D 店における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和 38 年 3 月 26 日から 39 年 2 月 29 日までの期間の健康保険被保険者番号と 40 年 7 月 10 日から同年 9 月 25 日までの期間の同番号は異なっていることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の記録を見ると、申立期間②のうち、昭和 40 年 7 月 10 日から同年 9 月 25 日までの期間、事業所名は不明であるものの雇用保険被保険者であったことが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の記録から、申立人が 2 回目に F 社 D 店に入社した時の記録であると推認できるところ、申立人の主張どおり、申立人が、38 年から 40 年までの期間、継続して同社 D 店において勤務していたとすれば、申立期間②に係る雇用保険の記録の始期は 38 年からになるものと考えられるが、雇用保険の資格取得日が 40 年 7 月 10 日となっている。

これらのことから判断すると、申立人は、昭和 38 年 3 月 26 日から F 社 D 店で勤務していたが、一度、同社 D 店を退社した後、40 年 7 月 10 日から再び同社で勤務していたと考えられ、事業主は、申立人の勤務実態に合わせて、健康保険厚生年金保険の資格取得及び喪失に係る届出をしていたものと推認できる。

また、法務局が保管する記録によれば、F 社 D 店は昭和 46 年 11 月 10 日に解散しており、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱状況に関する資料は残されていない上、申立人が申立期間②のうち、社会保険事務所が保管する同社 D 店の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が厚生年金保険被保険者であることが確認できる期間を除く期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和 45 年から 48 年までの 3 年間、G 社 D 営業所に継続して勤務していたと主張している。

しかし、社会保険事務所が保管する G 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 45 年 10 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47 年 1 月 7 日に同資格を喪失しており、時期は不明であるが、健康保険証を返納したことを示す「証返」が押印されていることが確認できる上、同名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の

後で、かつ直近に同被保険者資格を取得している同僚の資格取得日（昭和47年1月21日）から48年12月1日までの期間に申立人の氏名は確認できず、このことは、申立人が、申立期間③当時、同社D営業所で同僚であったと主張している二人のうち、供述が得られた同僚一人の、「申立人は、私が同社D営業所の所長として赴任した45年後半には営業の仕事をしており、私がH営業所に異動になった47年前半より少し前に会社を辞めた。」との供述及び申立人の同社D営業所における雇用保険の記録と一致している。

さらに、G社の総務担当者は、「申立期間③当時の書類が残っていないため、申立人の申立期間③当時における勤務実態、厚生年金保険加入状況等は不明である。」と供述している上、申立人が、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間のうち、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票により、申立人が厚生年金保険に加入していた記録が確認できる一部の期間を除き、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 36 年 9 月まで

A組を退社した昭和 35 年 5 月から、株式会社Bに入社した 36 年 10 月までの間において、期間は特定できないが、C県D市のEという会社に在籍して同市のF株式会社の所内の現場で勤務した後、C市の株式会社Gに在籍してH県 I 町の J 株式会社(申立期間当時は、K株式会社) I 所内にあった同社の出張所で勤務した。

社会保険事務所に対し両事業所での厚生年金保険加入記録について照会したところ、申立期間において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらったが納得できない。

なお、在籍期間は株式会社Gの方が長かったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間において、申立人が勤務していたと主張しているEという名称の事業所(以下、「E」という。)は、法務局の登記簿に記録が確認できない上、社会保険事務所で保管する記録においても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、F株式会社D事業所に照会したところ、「現在、当社の協力会社の中には『E』という名称の事業所は無く、申立期間当時の協力会社については資料が無いため不明である。」との回答があり、当該事業所及び事業主に関する情報は得られなかった。

さらに、申立人のEへの入社時期及び在籍期間等に関する記憶が曖昧である上、申立人は申立期間当時の同僚を記憶していないことから、申立期間当時の状況は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料をEの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間当時、株式会社GのI出張所が存在していたことは、法務局の登記簿及び申立期間当時に当該事業所において、J株式会社I所の下請として勤務していた複数の者の供述により確認でき、また、これらの者の同製錬所での業務内容等に関する供述が申立人の同出張所での業務内容に関する供述と一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同出張所の業務に携わっていたことはうかがえる。

しかし、申立人は申立期間当時の同僚を記憶しておらず、また、申立期間当時、株式会社Gにおいて厚生年金保険の被保険者資格を有していた者に照会したところ、申立期間当時、何度かC市の本社から同社I出張所に出張し、J株式会社I所の仕事に携わったとする5人はいずれも申立人を記憶していない上、5人のうち、3か月から半年間ほどの長期出張も複数回経験したとする1人は、「同社I出張所には、責任者の男性1人以外は常駐する従業員はいなかったように思う。」と供述していることから、申立人の同出張所での勤務期間及び勤務形態等を確認できない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Gの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認した結果、申立期間を含む昭和35年4月から36年10月までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者として記載されている132人の中に申立人の氏名は無い上、同名簿において健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、株式会社Gは平成14年12月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、法務局の記録によれば同社は15年5月に解散している上、申立期間当時の事業主及び同社I出張所の責任者も死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Gの事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年ごろから 35 年 12 月 1 日まで

A株式会社B工場に勤めていたときの厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、当該事業所での厚生年金保険の加入記録は無いとの回答をもらった。

しかし、私は 21 歳から 23 歳くらいまでA株式会社B工場に勤務し、給料から厚生年金保険料が控除され手取り額で 3 万円をもらっていたことを覚えているので、この期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立期間当時に在籍していた複数の同僚は、「A株式会社B工場の工場責任者から手袋製造技術を習うように言われ、申立人から手袋製造技術を教わった。」「申立人は同社において、工場責任者と同じような待遇であった。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA足袋株式会社B工場において手袋の技術指導や工場責任者と同じような立場で当該事業所の業務に携わっていたのではないかと推認されるが、勤務期間や勤務実態に関する具体的な供述は得られなかった。

また、申立人は「A株式会社B工場の毎月の売上金の中から、工場責任者と私が 3 万円を取り、残りを従業員の給料やその他の支払いに充て、さらに残れば手袋の機械や道具を買った。3 万円は厚生年金保険料等を控除された後の額である。」と主張しているが、申立期間当時、A株式会社B工場に勤務していた同僚一人に聴取したところ、「厚生年金保険の事務手続は工場責任者が担当していたので、申立人が申立期間において厚生年金保険料が控除されていたかについては分からない。」としている上、当該事業所で厚生年金保険の事務を

担当していた工場責任者は既に死亡しており、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実に関する供述を得ることはできない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない。

加えて、A株式会社の登記に関する記録を法務局で確認することができない上、社会保険事務所の記録によると同社B工場は、既に適用事業所に該当しなくなっていることから、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料を得ることはできない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険被保険者番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 304 (事案 4 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 1 月 4 日まで

私は、昭和 42 年 12 月に体調を崩し、A 株式会社の健康保険被保険者証を使って受診した。その病院から、43 年に届いた年賀状を新たな資料として提出するので、再調査をお願いします。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された B 販売株式会社発行の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A 株式会社に勤務していたことは確認できるものの、社会保険事務所の記録により、当該事業所は、昭和 43 年 1 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所に該当したことになっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 12 日付け年金記録の訂正は必要で無いとする通知が行われている。

申立人は、A 株式会社の健康保険被保険者証を使用し昭和 42 年 12 月に受診したとしている病院から届いた 43 年の年賀状を新たな資料として提出しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。